

## ■「公益法人の自己規律」について

標記については、本第6号でご紹介しましたが、これは、内閣府が公益法人の不祥事に対する勧告に合わせて、全ての公益法人に呼びかける声明として出したものです。今回は、その内容について、ポイントをご紹介します。

- ◎団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある。
- ◎業務の性質上不祥事案の発生のリスクの高い法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、社員総会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要である。
- ◎理事会、監事、社員総会又は評議員会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則である。
- ◎各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを切に望む。

## ■ 安全普及啓発活動事例 ～災害を減らす取り組み～

本号から、安全普及啓発活動の取り組み事例についてご紹介いたします。

《一般社団法人新潟県P T A安全互助会》左の写真参照。

新潟県のA小学校では、自転車の事故が増えているため、自転車の安全点検と安全な乗り方、大型自動車の死角について保護者と児童が一緒になって模範演技や実地指導を通して学びました。警察署の生活安全課、交通安全協会、ダンプ協会なども協力し、地域、家庭、学校が一体となった交通安全教室の開催で、交通安全に対する意識を高めることができました。

<児童から寄せられた感想等>

〇私は自転車教室でたくさんのマナーを教えてくださいました。自転車を乗る前にしっかりと点検して安全に乗りたいです。そして乗る時は後ろをしっかりと見て、車が来ていないかを確認をします。楽しく自転車乗りたいです。〇大きなダンプカーを目の前で見てびっくりしました。ダンプカーが曲がる時に巻き込まれることがあることや急に止まれないことが分かりました。

<保護者から寄せられた感想等>

〇DVDで学習したり、一人一人の自転車に応じた点検や乗り方に即した指導をしていただいたりしてよかった。〇普段近くで見ることができないダンプカーを間近に見て、その危険性について実感をもって知ることができました。

《一般財団法人富山県高等学校安全振興会》右の写真参照。

安全普及活動等の一環として、7月に県内65校にAEDを寄託しました。



AEDを寄贈する  
毛利理事長

■ FAQ Q1：法律第10条において、共済事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理しなければならないとされています。区分して経理とはどのような意味でしょうか。例えば、当会では共済掛金とその他会費を併せて徴収していますが、それぞれ別の通帳に振り込ませる等の対応が必要でしょうか？

A1：事業や会計ごとに口座を設けて管理することは望ましいことではありますが、分けることによって振込手数料等が余分に発生する等、場合によっては法人や会員に負担をかけることになると思われます。口座まで区分するところまでを必ずしも求めているわけではありませんが、会計処理等によって、共済会計に係るもの、他の事業にかかるものが常に把握できる状態にあることが必要であると思えます。

Q2：理事が保険業を実施したり、理事の経営する会社と取引を行う場合の留意事項は何ですか？

A1：理事が、自己又は第三者のために、法人が実施している事業と同じ部類に属する取引をしようとするときや、法人と取引をしようとするときは、それが「競争」や「利益相反行為」にあたるかどうか注意する必要があります。社員総会や理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、承認を受ける必要があります。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条、第197条参照。）

## ■ おしらせ

- ・今年度も「共済事業の実施状況に関する調査」を行います。10月17日付け事務連絡で各都道府県教育委員会宛に依頼を行っております。お忙しいなか大変申し訳ありませんが、各法人の実施状況を把握する大切な調査ですので、ご協力をお願いいたします。
- ・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行ってまいります。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせたもので対応しております。P T A等共済法の仕組みを理解、内部管理態勢構築への考え方、認可申請までに必要な事項等。予定がある場合は、お早めに御相談ください。
- ・各共済団体における「安全普及啓発活動等」への取り組みについて、ご紹介できる事例を募集しております。さまざまな取り組みについて是非とも御紹介ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

## ■ 共済団体のご紹介★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

### 一般社団法人 富山県高等学校安全振興会（共済事業の認可日：平成24年1月16日）

平成23年11月に一般社団法人として設立し、県内の県立・私立高等学校と県立特別支援学校の生徒・児童・幼児の学校管理下における事故に対する給付事業や、学校安全と健康増進に関する調査研究・実践活動への助成、安全・健康・健全育成に関する普及活動などの事業を実施しています。普及活動の一環として、7月に県内65校にAEDを寄託しました。

当法人の前身にあたる「財団法人富山県高等学校安全振興会」時代からの実績と、県高P連の活動を通して培ってきた信頼関係を基に、県内の高等学校や特別支援学校で学ぶ児童・生徒等が安心して教育活動に専念できるよう、局員一同心を合わせ、日々業務に取り組んでいます。

当法人は公益法人への移行を目指しており、文部科学省PTA等共済室の吉谷係長や県教育委員会担当課のご指導を仰ぎながら作業を進めて参りました。お陰をもちまして、10月4日付で公益法人に向けた申請書を提出することができました。現在は、平成26年4月に公益法人への移行ができるよう、公益認定等審議会の審議に向け、担当部局の指導を仰ぎながら作業を進めています。（事務局長：清水好勝）

## ★ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

### 財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会（共済事業の認可日：平成24年4月20日）

本会の実施事業は、①見舞金給付（平成24年度は会員数約12万人、約2千件、約9千万円）、②学校安全の普及充実（作文・ポスターコンクール、高P連・校長会等の実施する安全啓発事業に対する助成）、③修学奨励金給付（平成24年度は163名）です。①・②を共済会計、③を一般会計で実施しています。共済規程策定に際しては、日本スポーツ振興センター給付に上乘せする仕組みであることから、同センターの災害認定基準との整合を図りつつ、資金面で破綻しないための安全弁の設定等に配慮し、また、PTA等共済法の中で従来の制度を継承するため、一部事業の再編成も行いました。平成24年4月県教委の認可を受け、本年4月より共済事業がスタートしました。初年度ということもあり、期限内での加入手続きの徹底など制度周知に気（と労力）を遣いました。公益認定申請については、昨年度不認定相当の判断を受け、このたび一般法人に移行します。

これまで、県教委、高P連・校長会他県内関係団体、さらに各県団体の皆様から温かいご指導・お励ましをいただき、また、文科省PTA等共済室の熱誠あふれるご尽力により、文科省の再度の事務連絡や内閣府のFAQ等国レベルでの力強い指針が示されました。併せて深く感謝いたします。

税制上の優遇、「公益」ということによる県民・会員の安心感等の理由から、今後も公益認定を目指して努力してまいります。よろしく願いたします。（事務局長：横山恵子）



神奈川県立高等学校安全振興会事務局長の皆さん

### PTA等共済室の動き

- 10月5日、財団法人福岡県高等学校安全振興会の研修会に参加。午前、午後あわせて約5時間、PTA等共済法の逐条解説、立入検査他について講義を行いました。
- 10月10～11日、第3回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会・研究協議に参加。佐藤補佐からの講話の他、吉谷から立入検査の事例発表等を行いました。
- 10月20～21日、関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会に参加。（山梨県甲府市）
- 10月26～27日、九州地区子ども会育成研究協議会に参加。（長崎県長崎市）



全国高校安全互助会連絡協議会総会



福岡県高等学校安全振興会研修会の様子

## ■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、「業務の適切性③」～（監督指針P24～31）

◆利用者に関する情報の管理…PTA等の実施する共済事業の公益性に鑑みても、利用者に関する情報が適切に管理されることは極めて重要であり、「個人情報の保護に関する法律」に基づく適切な取扱いが確保される必要があります。利用者に関する情報の取扱いを外部の第三者に委託する場合も所要の措置を講じる必要があります。

◆適切な表示の確保…チラシやパンフレット等共済契約の募集用の資料等について、表示媒体や共済事業の特性に応じた適正な表示を確保するため、誤解を招かないわかりやすさや、客観的事実に基づく等の措置を講じる必要があります。

◆事務リスク管理…事務リスクとは、共済団体の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、共済団体が損失を被るリスクをいいますが、共済団体は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、共済事業の健全かつ適切な運営により利用者等からの信頼性の確保に努める必要があります。

◆システムリスク管理…システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備に伴い、利用者や共済団体が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や共済団体が損失を被るリスクをいいます。システムが安全かつ安定的に稼働することは、共済団体に対する信頼性を確保するための大前提となります。システム障害発生時に備え、共済金等の支払に影響が生じないように、利用者にも無用の混乱を生じさせないように適切な措置を講じる必要があります。

◆危機管理…近年、情報化の進展などの環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっています。このため、共済団体においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理態勢を構築しておくことが必要です。何が危機であるかを認識し、平時より、定期的な点検を行うなど未然防止のための取組に努める必要があります。



■ 編集後記 そろそろ、新語・流行語大賞や年賀状の発売開始等、年末を意識し、まとめをする時期となりました。共済事業の認可、認可後の適正運用、そして今年は、法人移行の最終期限を迎える年で、みなさんお忙しくされたのではないかと思います。PTA等共済については、表彰制度はありませんが、この1年間ご活躍いただいた方を個人的にご慰労し表彰させていただきます。小中PTA・互助会…駿河仁志さん（新潟県PTA安全互助会）、上原和歌子さん（沖縄県PTA連合会）  
高校PTA・互助会…早野通哲さん（神奈川県立高等学校安全振興会）、土屋和美さん（福岡県高等学校安全振興会）  
青少年教育団体…山口千代子さん（全国子ども会連合会） 今後ともよろしくお願いいたします。（PTA等共済室 吉谷）